

大阪府と REALITY XR cloud 株式会社とのスマートシティの推進に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と REALITY XR cloud 株式会社（以下「乙」という。）は、スマートシティの推進に向けた取組（以下「本取組」という。）を相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、スマートシティの推進に向けた取組みを通じて、府民の生活の質（QoL）の向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）甲が進めるスマートシニアライフ事業 LINE 公式アカウント“おおさか楽なび”において、乙が行う利用者向けのゲーム開発・運用及びゲーミフィケーション導入支援に関すること
- （2）メタバース空間を活用した府内市町村の取組支援に関すること
- （3）府内市町村のDX推進に向けた幅広い支援に関すること
- （4）その他大阪のスマートシティの推進に関すること

2 実施時期、実施方法その他具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持義務）

第4条 甲及び乙は、本取組に関連して相手方から開示されもしくは知り得た情報であって、開示の際に秘密である旨が明確に指定されたものを、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示もしくは漏洩し、又は本契約に定める目的以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

- （1）相手方から開示される前から既に保有していたもの
- （2）相手方から開示される前からすでに公知のもの
- （3）相手方から開示された後に、自己の責によらず公知になったもの
- （4）第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に入手したもの

2 前項の規定にかかわらず、乙は、本取組のために合理的に必要な範囲内で、第三者（グリー株式会社及び REALITY 株式会社）に対し、甲の秘密情報を開示することができるものとする。この場合、乙は当該第三者に対して、本協定に基づき自己に課された秘密保持義務と同等の義務を課すものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和6年3月31日までとする。なお、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定継続の意思表示をしたときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 期間の途中で、甲又は乙のいずれかが本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(協定終了時の措置)

第6条 前条に基づき本協定を終了したときは、甲及び乙は、相手方から開示された文書、資料等を遅滞なく相手方に返却し、又は相手方の指示に従い処分するものとする。

2 本協定が終了した場合であっても、第4及び本条の規定は、本協定終了後1年間、なお有効に存続するものとする。

(確認事項)

第7条 甲及び乙は、本協定により、甲乙間で何等かの取引を開始することを確約するものではない。

2 甲及び乙は、本協定に関して公表を行う場合には、その内容、時期及び方法等について合意したうえで、これを行うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年3月16日

甲：大阪府

大阪府知事 吉村 洋文

乙：東京都港区六本木六丁目11番1号

REALITY XR cloud 株式会社

代表取締役社長 春山 一也